

3. 特定地区に関する取り組みと実績等

(1) 都市計画等により定める区域(地域制緑地等)

1) 歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）132頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」28頁を参照



歴史的風土特別保存地区(大仏・長谷観音特別保存地区)

2) 近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）135頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」29頁を参照



鎌倉近郊緑地特別保全地区

3)特別緑地保全地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）137頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」31頁を参照
○第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画の施策の方針「緑の保全等」における成果指標として「特別緑地保全地区指定面積」を設定しています。
○特別緑地保全地区またはその候補地内の市有緑地を対象として、市民の身近な森づくり事業を実施しています。
- ③ 指定候補地及び緑地の保全の方針
○都市における良好な自然環境を形成する緑地の特別緑地保全地区の指定に向けた取組を進めます。

地区		面積 (ha)	保全の方針
1	手広	15	・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。 ・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・良好な谷戸の自然的環境を保全する。
2	龍宝寺	13	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
小計		28	
3	貞宗寺	4.9	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
4	植木	3.8	・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。
5	観音山	2.6	・都市景観上のランドマークとしての一山形状を示す自然的景観を保全する。 ・鎌倉の玄関口に位置する都市景観上の目印として大船観音と調和した緑を保全する。
6	青蓮寺	1.5	・深沢地域国鉄跡地周辺地区の背景をなす緑地として、その自然的景観を保全する。 ・低地と丘陵地の市街地を分節して、火災の延焼を防止する防災機能及び緑の回廊を構成するビオトープ空間としての機能を確保する。
7	小動岬	0.8	・海岸沿いの景勝地として、その優れた自然的景観を保全する。
小計		13.6	
その他		3.3	※玉縄城址地区の拡大候補地(1.3ha)、等覚寺地区の拡大候補地(0.9ha)、上町屋地区の拡大候補地(1.1ha)
合計		44.9	

凡例	
	特別緑地保全地区指定候補地



番号	特別緑地保全地区指定候補地
①	手広地区
②	龍宝寺地区
③	貞宗寺地区
④	植木地区
⑤	観音山地区
⑥	青蓮寺地区
⑦	小動岬地区
⑧	玉縄城址地区(拡大候補地)
⑨	等覚寺地区(拡大候補地)
⑩	上町屋地区(拡大候補地)

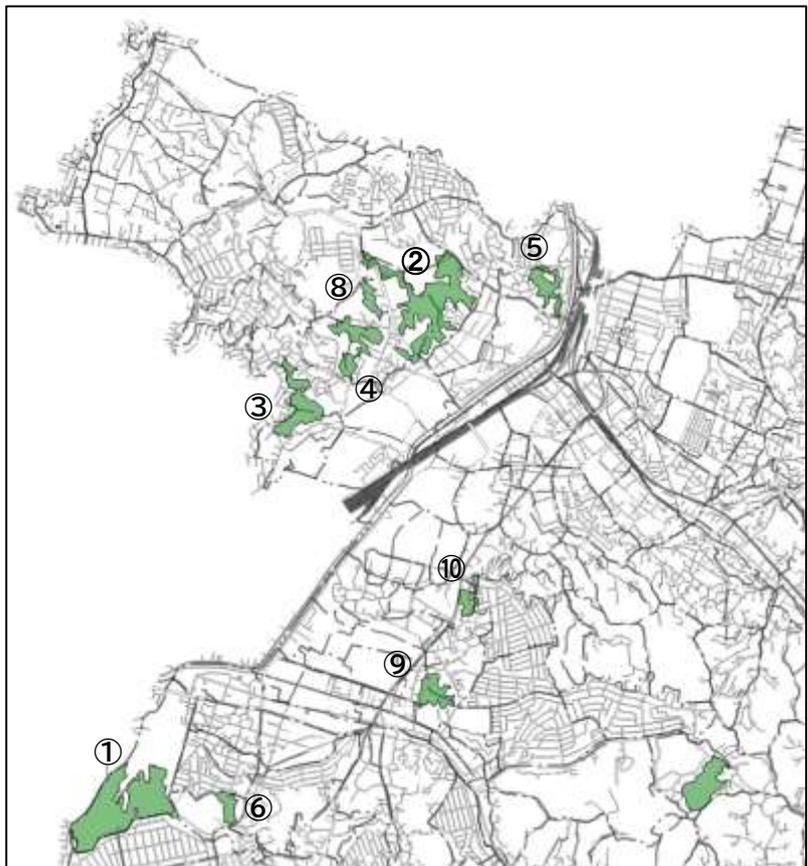


図 特別緑地保全地区指定候補地

地区名	面積(約 ha)	区域
(仮)植木特別緑地保全地区	3.0	城廻字打植木
【指定の理由(案)】 ・植木特別緑地保全地区は、鎌倉市北部の植木地区に位置し、市街化区域における良好な樹林地であり、無秩序な市街化を防止するとともに、優れた景観により当該地域の住民の健全な生活環境の確保を目的としています。		
保全の方針(案)	施設の整備(案)	買入れ地の管理(案)
・市街地の背景をなす自然景観を保全するとともに、点的なビオトープ空間としての機能を確保する。	・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設。 ・緑地の機能保全に必要な施設。	・緑地保全に必要な施設整備、維持管理を行う。

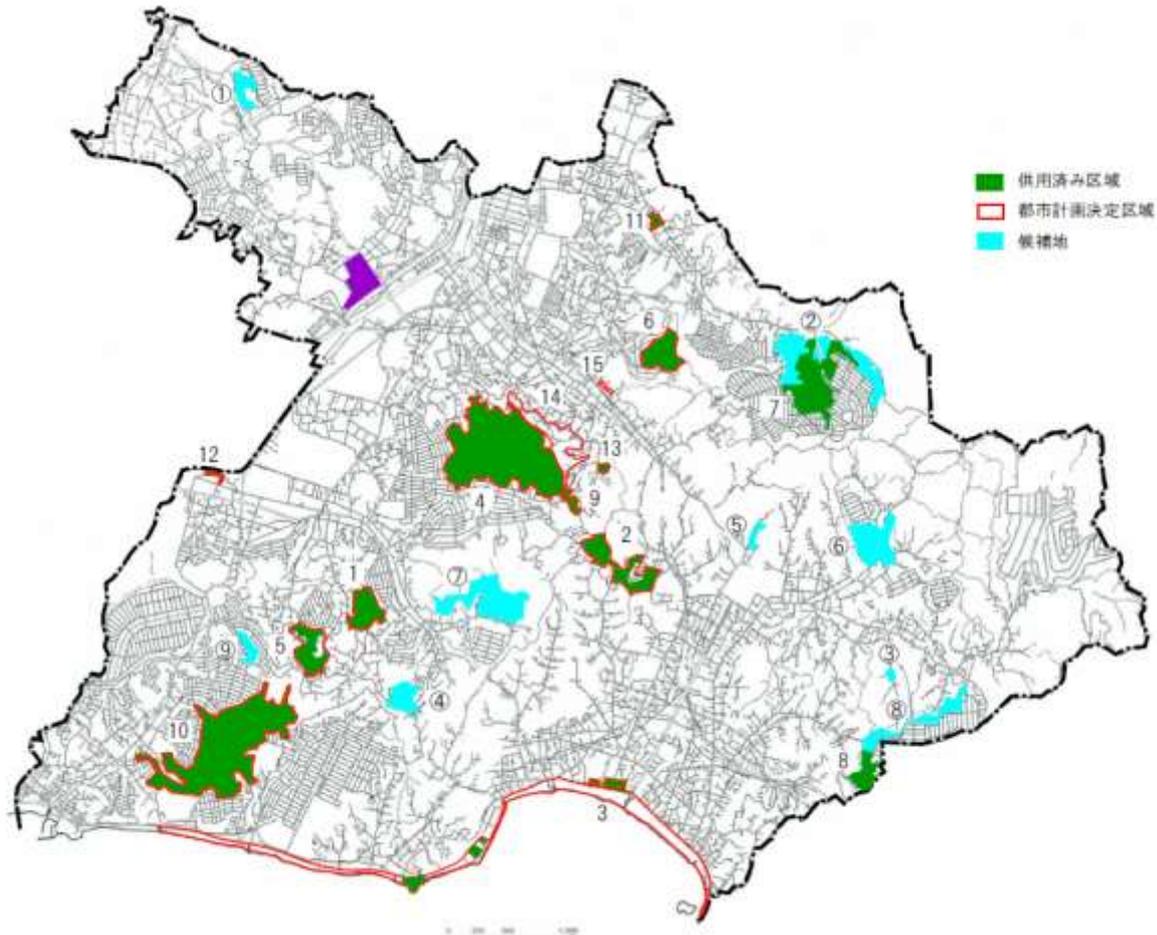
4)生産緑地地区

- ① 指定状況・指定方針
鎌倉市緑の基本計画(令和4年改定版) 148頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」36頁を参照

(2) 主な都市計画公園・都市公園

1) 主な都市計画公園・都市公園・都市公園候補地の状況

○供用されている主な都市計画公園・都市公園、及び緑の基本計画で示す主な都市公園候補地は次のとおりです。



- 都市計画公園・都市公園
- 1 笛田公園(地区公園)
- 2 源氏山公園(地区公園)
- 3 鎌倉海浜公園(総合公園)
- 4 鎌倉中央公園(風致公園)
- 5 夫婦池公園(風致公園)
- 6 六国見山森林公園(風致公園)
- 7 散在ガ池森林公園(風致公園)
- 8 浄明寺緑地(都市緑地)
- 9 山ノ内西瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 10 鎌倉広町緑地(都市林)
- 11 岩瀬下関防災公園(近隣公園)
- 12 笛田一丁目公園(近隣公園)
- 13 山ノ内東瓜ヶ谷緑地(都市緑地)
- 14 山崎・台峯緑地(都市緑地)
- 15 山ノ内宮下小路緑地(都市緑地)

- 都市公園候補地
- ① (仮称)関谷公園(地区公園)
- ② (仮称)散在ガ池森林公園(風致公園)
- ③ (仮称)華頂宮公園(風致公園)
- ④ (仮称)扇湖山荘公園(風致公園)
- ⑤ (仮称)御谷公園(歴史公園)
- ⑥ (仮称)永福寺公園(歴史公園)
- ⑦ (仮称)北条氏常盤亭公園(歴史公園)
- ⑧ 浄明寺緑地(都市緑地)
- ⑨ (仮称)腰越2号緑地(都市緑地)
- 神奈川県立大船フラワーセンター

- ① 指定状況
鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）150～163頁を参照
- ② 取組の実績
「制度・事業別の取組と実績」49～53頁を参照

■総合公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉海浜公園	S31. 9.24(当初決定)	52.5	S41.10.20	4.15	由比ガ浜四丁目地内 外
	S41. 3. 2(区域変更)	31.6	S57. 6. 1	4.46	
	S50. 9. 9(名称変更)		H 2. 4. 1	6.63	
	R元.6.14 (名称及び区域変更)	28.2	H14. 4.26	7.0	
	R5.11.30(区域変更)	28.1			

【都市計画決定の理由】

・鎌倉市は史実に富む土地であって、近年、四季の観光客、特に、夏季の海水浴客の増加に伴い海浜公園整備の要請が強いのでここに本案のように本市海浜一体約 52.5ha を都市計画公園として決定しこれが今後の整備と相俟って市民及び海水浴客並びに観光客の保健慰楽の用に供そうとするものである。



整備の方針

坂ノ下地区の未供用部分について整備を図る。
鎌倉地域の漁業支援施設整備計画(鎌倉市水産業振興計画)と整合を図る。

維持管理の方針

【植物管理】

本市の特徴的な海浜景観の保全や生態系の保全に配慮し、樹木・草木・芝生等を維持管理・育成する。クロマツの害虫被害への対策・対応を実施する。

芝生管理は、適切な灌水のほか、生育状況に応じた芝刈りや、芝の張替えを行う。

補植を行う場合は、厳しい海岸沿いの環境に合わせた樹種を用いる。

【施設管理】

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。

休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。

潮風等、海洋性気候の影響を著しく受けることから、樹木の成長阻害や、施設の損耗を防ぐため、防風ネット等の損傷については速やかに修復を図る。

遊具等のスチール部材の腐食を軽減するために、点検を頻繁に実施し、必要に応じた防腐処置を施す。

本公園は、年間を通じて多くの市民や観光客が訪れる場所であるため、清掃を頻繁に行い、園内の美化に務める。

■風致公園

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
鎌倉中央公園	S41. 3. 2(当初決定)	23.6	H 9. 6. 1	8.5	山崎字清水塚地内 外
	S45. 3.31(区域変更)	23.7	H16. 4. 1	23.7	
	S50. 9. 9(名称変更)		R 2.4.14	42.7	
	S55. 2.15(区域変更)		R4.3.25	43.6	
	H19.11.16(区域変更)	51.2	R4. 5. 16	51.1	
			(うち約 26.5ha を山崎・台峯緑地として供用開始)		

【都市計画決定の理由】

・本市における将来の公園利用と配置等を勘案し、市街地において残された、優れた自然風致の保護育成と、災害時の避難場所として整備することを目的として、本公園を設置しようとするものです。



整備の方針

平成 19 年に区域拡大の都市計画変更を行った山崎・台峯緑地(風致公園部分)は、未供用部分について(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿って整備を図る。

維持管理の方針

【植物管理】

現存する谷戸の生態系への配慮や谷戸景観の保全を図る。

高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。

病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。

都市緑化植物園では、生垣見本園を良好な状態に保つため、適切な剪定・刈り込みや枯損木の植え替えを行う。

芝生については、芝刈りや必要に応じたエアレーションを行い、健全な育成に務める。

花壇については、四季折々の草花を植栽し、公園の美化に努める。

既存の樹林については、原則として危険木や倒木の伐採に留め、現存自然植生から潜在自然植生への緩やかな遷移を促す。

【施設管理】

園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。

休養施設・遊戯施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。

現存する畑や水田については、農作業体験ができる施設として、谷戸の湿地、水系等については自然観察・学習ができる施設として、適切な維持管理に努める。

平成 19 年に区域拡大の都市計画変更を行った山崎・台峯緑地(風致公園部分)は、(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿った維持管理を行う。

■街区公園

名称(案)	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
(仮称)大船三丁目公園	-	0.33	-	-	大船三丁目 252 番 外
【都市計画決定の理由(案)】 ・公園の不足する市街地において、貴重な子どもの遊び場やレクリエーション空間を整備するため、旧小袋谷子どもの広場を街区公園として都市計画決定する。					
整備の方針(案)					
市民のより活発な交流促進やレクリエーション活動が展開されるような公園整備を行う。 市街地において、景観に潤いを与え火災の延焼防止に寄与する、緑の空間づくりを行う。					
維持管理の方針					
【植物管理】 公園の一時避難地としての機能を確保するため、緊急時の防火樹林帯となる樹木を良好に維持する。 高木については、樹木本来の樹形を崩さないよう留意し剪定や整枝を行う。中低木については、外部からの視認性を確保し、花木は花芽分化前に作業を終了するよう、剪定を実施する。 病虫害防除については、必要以上の薬剤散布は実施せず、定期的な枝透かしなどの実施により害虫の発生を未然に防ぐ。					
【施設管理】 園内を美しく保ち、来園者が快適に利用できるように、園路・広場を管理する。 休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕などにより、利用者が安全・快適に利用できるようにする。					

■都市緑地

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山崎・台峯緑地	H31.2.6	8.6	-	-	山ノ内台字西ノ台 外
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・鎌倉市の中心部に位置し、周囲の緑地や都市公園等との緑のネットワークを形成するとともに、都市の自然的環境を保全し、景観を維持向上させる機能を有する貴重な樹林地となっており、自然的環境の保全を図るものです。</p>					
整備の方針					
<p>「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」を基本理念とし、周辺環境に対する影響や負荷を考慮した整備を進める。</p> <p>(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿って整備を行う。</p>					
維持管理の方針					
<p>(仮称)山崎・台峯緑地基本構想・基本計画・基本方針に沿って、植物及び施設管理を行う。</p> <p>市民と行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力の基に築き、台峯にふさわしい組織による維持管理を進める。</p> <p>周辺環境に対する影響、負荷を考慮した利活用及び維持管理を実施する。</p>					

名称	都市計画決定・面積(約 ha)		供用開始・面積(約 ha)		所在地
山ノ内宮下小路緑地	R元.12.2	0.31	R4.3.25	0.3	山ノ内宮下小路地内
<p>【都市計画決定の理由】</p> <p>・旧鎌倉地域の玄関口を特色付ける景観としての JR 横須賀線からの車窓景観を形成する樹林地で、歴史的風土保存区域、六国見山森林公園、近郊緑地保全区域などの緑のネットワーク軸を支える緑の市街地の形成上、重要な緑地であるため、良好な自然的環境の保全を図るものです。</p>					
整備の方針					
<p>未供用部分について整備を図る。</p>					
維持管理の方針					
<p>【植物管理】</p> <p>現状の樹林地を主体とした自然的環境を保全することを基本とする。</p> <p>良好な緑地環境維持のために必要な除伐、間伐、倒木処理等の樹林管理を行う。</p> <p>【施設管理】</p> <p>休養施設・管理施設等は、計画的な点検や清掃、必要に応じた修繕等により、利用者が安全・快適に利用できるようにする。</p> <p>隣接する道路や住宅地等への落石を防護するため、施設の点検及び修繕を適切に行う。</p>					

(3)緑の基本計画で設定する区域

1)保全配慮地区

○保全配慮地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。(資料編 5、6 頁)

2)緑化重点地区

○緑化重点地区内での土地利用等に対して配慮の要請をしています。(資料編 7 頁)

4. 流域を踏まえた地域別の主な取り組みと実績

流域における緑の環境づくりの考え方

緑の種類や分布状況は流域毎に異なりますが、上流の丘陵樹林地-水系-下流域の海浜又は主要河川で構成される骨格をなす緑を軸に、次のような考え方に沿って、流域内の人と人、人と緑のつながりがより感じられる緑の環境形成を目指します。

(流域全体)

- 歴史文化資源と結びついた緑を大切に保全し、継承します。
- 防災・環境負荷低減につながる緑の維持管理を行います。
- 上流域～下流域の緑のつながりが意識されるよう、自然環境の骨格をなす丘陵樹林地-河川-海浜の緑の連続性を確保します。
- 山と海をつなぐ水系の自然環境軸・景観軸・レクリエーション軸としての機能を高めます。
- 主な都市公園や歴史文化資源を、流域の交流活動拠点として活用するとともに、流域住民の交流拡大に向けて、これらをつなぐ歩行ルートを設けます。
- 緑の環境づくりに向けた、流域住民との多面的な連携事業を進めます。



■主な取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に長谷・佐助・御成地区、令和5年度に八幡宮地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 梶原五丁目特別緑地保全地区で市民の身近な森づくり事業を行いました。 県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、県有地の危険木の伐採を行いました。
都市公園等の整備の取組	<ul style="list-style-type: none"> 旧華頂宮邸の庭園の一般公開を行いました。 鎌倉海浜公園(由比ガ浜地区)に、インクルーシブ遊具を設置しました。
緑化の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 開発事業に伴う緑化協議を行いました。 風致地区区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> 源氏山公園で、緑のレンジャー(シニア)講座を実施しました。 風致保存会が樹林地の維持管理作業を実施しました。 源氏山公園や妙本寺において、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。 公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 県から花苗の提供を受けたかまくら桜の会が若宮大路の植樹升に花苗の植え付けを行いました。



(2)極楽寺川流域（鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）174～177頁）

■主な取組、実績

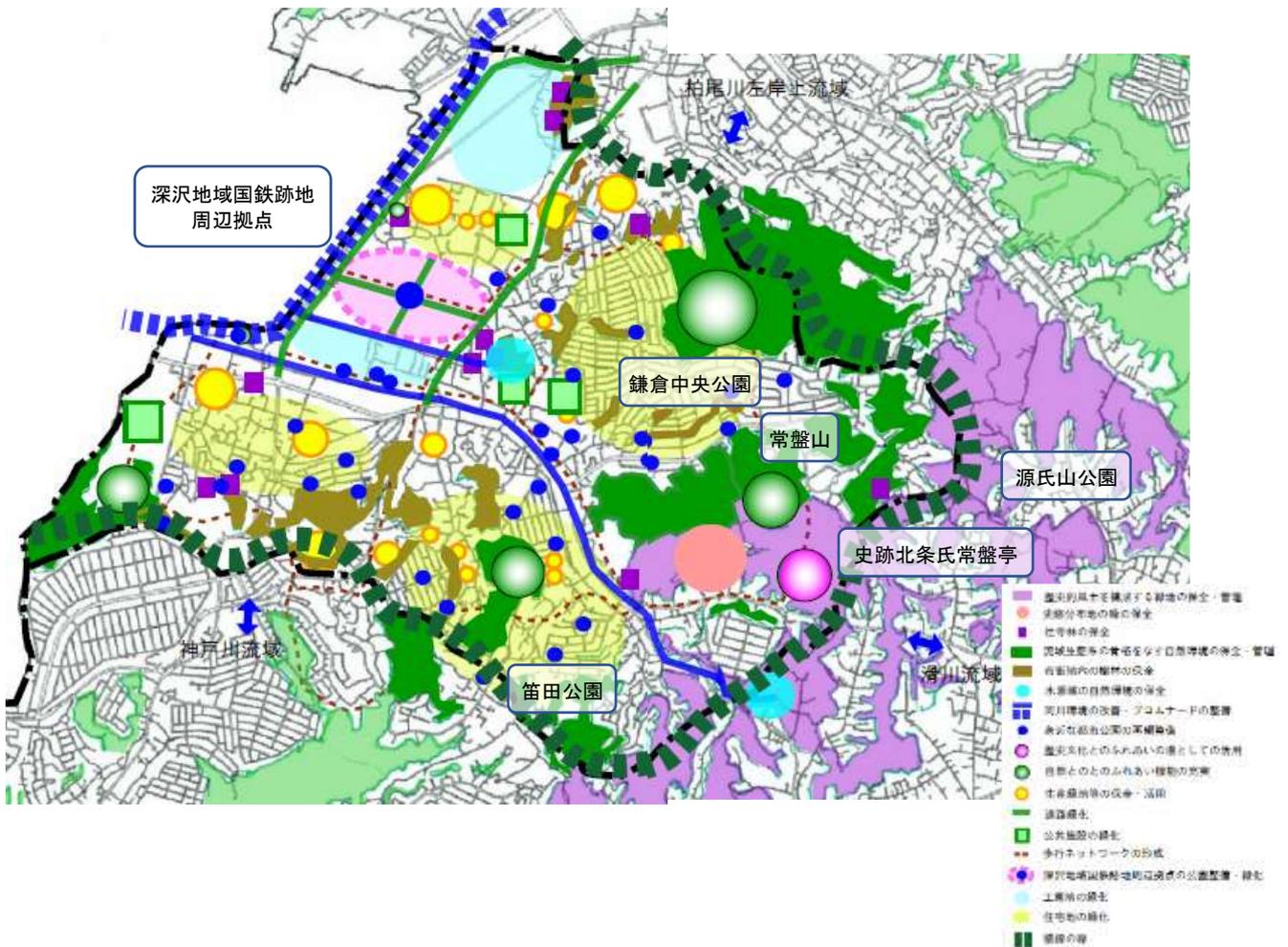
区分	取組、実績
緑地の保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に極楽寺地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 ・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・県が「古都保存法緑地管理指針」に基づき、県有地の危険木の伐採を行いました。
都市公園等の整備の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園稲村ヶ崎地区において、西田幾多郎の石碑の修繕を行いました。 ・扇湖山荘の維持管理を行いました。
緑化の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 ・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。



(4) 柏尾川左岸下流域 (鎌倉市緑の基本計画 (令和4年改定版) 182~185頁)

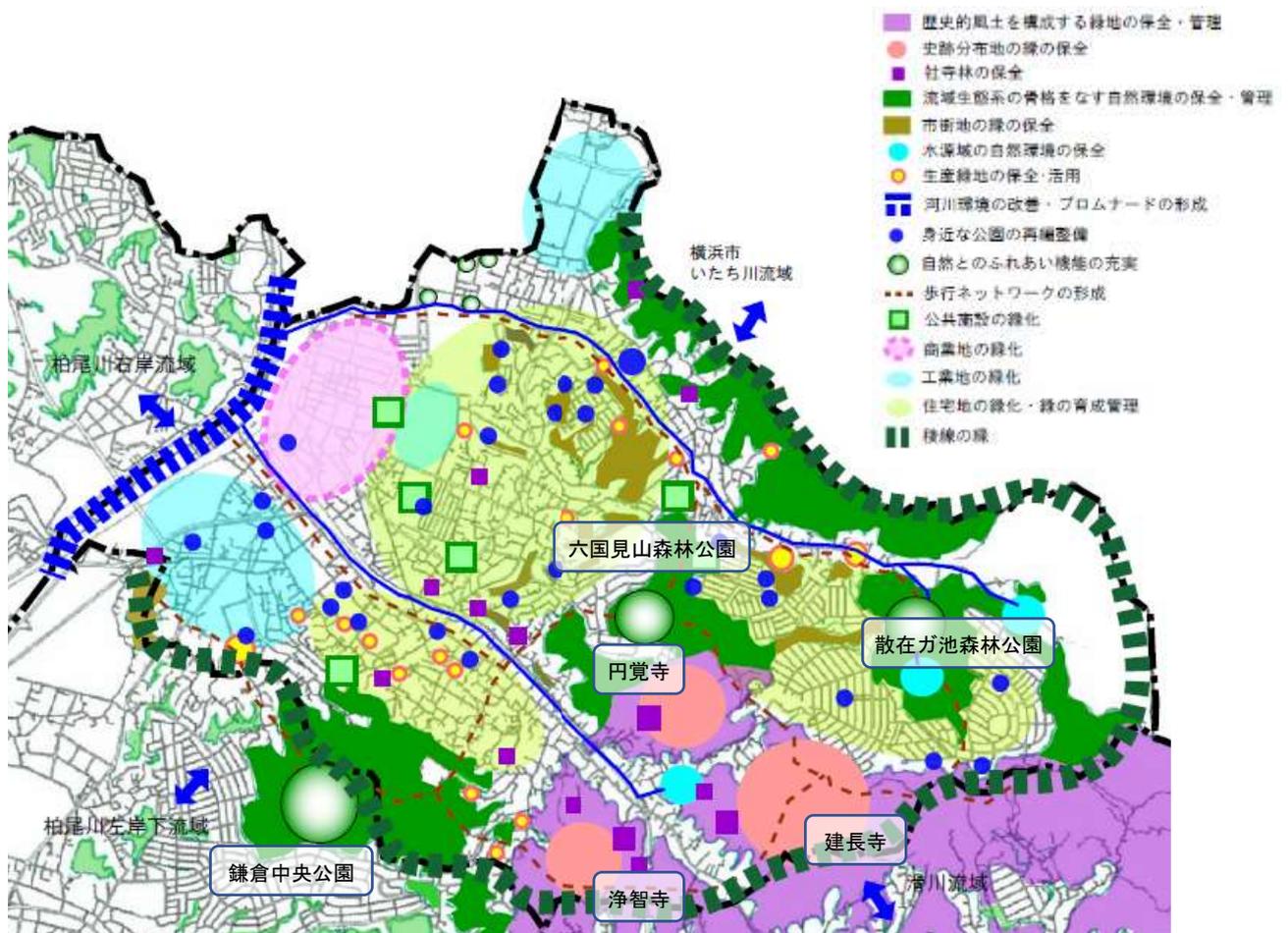
■主な取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・ 保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・ 市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・ 常盤山特別緑地保全地区で、市民の身近な森づくり事業を実施しました。
都市公園等の整備の取組	-
緑化の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・ 風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・ 街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・ 鎌倉中央公園において、NPO法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。 ・ 歴史的風土特別保存地区内の県有地において、ボランティア団体により緑地の維持管理作業が行われました。



■主な取組、実績

区分	取組、実績
緑地の保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に山ノ内・今泉地区で樹林管理事業を実施し、枝払い、伐採を行いました。 ・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。 ・常盤山特別緑地保全地区で、市民の身近な森づくり事業を実施しました。
都市公園等の整備の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)山崎・台峯緑地の用地取得を行いました。
緑化の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みのみどりの奨励事業により、接道緑化について補助金を交付しました。 ・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・風致地区内における建築物の建築等に対して、許可処分を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・散在ガ池森林公園で、緑のレンジャー講座を実施しました。 ・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・散在ガ池森林公園や六国見山森林公園、建長寺において、NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーによる活動が行われました。



(6) 柏尾川右岸流域（鎌倉市緑の基本計画（令和4年改定版）190～193頁）

■主な取組、実績

区分	主な取組、実績
緑地の保全の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・民有緑地維持管理助成事業を活用し、民有の樹林地の維持管理が進みました。 ・保存樹木等の指定、緑地保全契約のある樹木・樹林等に対し、奨励金を交付しました。 ・市有緑地において、樹木の伐採、枝払いなどを実施しました。
都市公園等の整備の取組	-
緑化の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業に伴う緑化協議を行いました。 ・街路樹の剪定・刈込・除草など、維持管理作業を行いました。
連携の推進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・公園愛護会及び街路樹愛護会が、清掃や除草作業を行いました。 ・植木1号市民緑地愛護会による活動が行われました。



鎌倉市のみどり(緑の基本計画推進の取組)
令和6年度版(令和4~5年度までの実績)

編集 発行 令和6年12月

鎌倉市都市景観部みどり公園課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL: 0467(61)3486 FAX: 0467(23)8700

E-mail: midori@city.kamakura.kanagawa.jp



E-mail
